山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱

平成14年 4月 1日 制定 最終改正 平成25年 4月18日

(趣旨)

第1条 知事は、直接支払推進事業実施要綱(平成25年4月1日付け24経営第3666号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第3の1の(1)に規定する県段階における農地利用集積円滑化に必要な活動(農地利用集積アドバイザー支援事業)を県農業再生協議会(実施要綱別紙1の第1に定める要件を満たした協議会)が行うのに要する経費又は第3の1の(2)に規定する地域段階における農地利用集積円滑化に必要な活動を市町村が行うのに要する経費若しくは補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は別表に掲げるとおり とする。

(補助金交付の申請等)

- 第3条 県農業再生協議会及び市町村(以下「事業実施主体」という。)が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(様式第1号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

- 第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりと する。
 - (1) 第2条別表の経費の欄に掲げる経費の相互間の流用はしてはならない。

- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更を除く。)をする場合並びに補助金が増額する変更の場合においては、計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、 あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事 の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業 の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してそ の指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第6条 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合 は、概算払いにより交付することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第7号)を、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の 実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項ただし書きに該当した事業実 施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにな ったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額を上回る部分の金額)を、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び 支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類 を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければな らない。

(書類の提出)

第11条 本要綱により提出する書類は、県農業再生協議会においては農村振興課、 市町村においては市町村を所管する農務事務所を経由し正副2部を提出する ものとする。

附則

1 この要綱は平成14年4月1日から運用する。

附則

- この要綱は平成15年4月1日から運用する。
- この要綱は平成15年10月20日から運用する。
- この要綱は平成16年4月23日から運用する。
- この要綱は平成17年4月20日から運用する。
- この要綱は平成18年4月13日をもって施行し、4月1日から適用する。
- この要綱は平成19年5月18日をもって施行し、4月1日から適用する。
- この要綱は平成20年12月11日をもって施行し、10月9日から適用する。
- この要綱は平成21年12月11日をもって施行し、11月25日から適用する。
 - この要綱は平成22年6月18日をもって施行し、4月1日から適用する。
 - この要綱は平成23年5月31日をもって施行し、4月1日から適用する。
 - この要綱は平成24年5月11日をもって施行し、4月6日から適用する。
 - この要綱は平成25年4月18日をもって施行し、4月1日から適用する

別 表

補助対象経費	補助率	交 付 先	重 要 な経費の配分の	変 更 事業の内容の
 農地利用集積推進事業費 (1)市町村活動推進事業費 市町村が農地利用集積推 進事業を行うのに要する経 費 	定額	市町村	変更 経費の30%を超 える増減	変更 事業内容の新 設又は廃止
(2) 農地利用集積円滑化団体 活動推進事業費 市町村が農地利用集積推 進事業を補助する場合にお ける当該補助に要する経費		市町村		
(3)農地利用集積アドバイザ 一支援事業費 県農業再生協議会が農地 利用集積アドバイザー支援 事業を行うのに要する経費		山梨県水田畑作農業再生協議会		

番 号 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体 印

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付申請書

平成 年度において、次のとおり事業を実施したいので、山梨県農地利用集積 推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 事業の目的
 - (注) 要綱別表の経費の欄の費目の区分毎に記入する。

3 事業の内容

(1) 市町村活動推進事業計画(実績)

	内 容	必要経費	(円)
1	賃金及び共済費(農地調整員)	(小計)
2	謝金	(小計)
3	旅費	(小計)
4	事務等経費	(小計)
5	委託費	(小計)
6	助成費	(小計)
	計		

※実績報告においては、業務日報を添付のこと。

(2) 農地利用集積円滑化団体活動推進事業計画(実績)

	内 容	必要経費	(円)
1	賃金及び共済費 (農地調整員)	(小計)
2	謝金	(小計)
3	旅費	(小計)
4	事務等経費	(小計)
5	委託費	(小計)

6	助成費		(小計)
		計	

(3) 農地利用集積アドバイザー支援事業計画 (実績)

	内 容	必要経費(円)
1	賃金及び共済費(農地利用集積アドバイザー)	(小計)
2	謝金	(小計)
3	旅費	(小計)
4	事務等経費	(小計)
5	委託費	(小計)
6	助成費	(小計)
	計	

※実績報告においては、業務日報を添付のこと。

注:3の(1)、(2)及び(3)については実施するもののみを記載すること。

4 経費の配分

区 分	総事業 費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助要業 に経費 は に 経 補 要 費 も は に と 費 と 者 は と そ と そ り と り と り と り く (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	鱼 国庫補助金(A)	都道府県費(B)	市町村費(C)	是 果公社費(D)	分市町村公社等費(E)	経費積 算の基 礎
1 農地利用集積推進事業費 (1)市町村活動推進事業費 (2)農地利用集積円滑化団体活動推進事業費 (3)農地利用集積アドバイザー援事業費 注:(1)、(2)及び(3)にいては実施するもののみを記載すこと。	支	円	円	円	円	円	円	
合計								

5 事業完了(予定)年月日

平成 年 月 日

6 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	<u>比 較</u> 増	増 減 減	備考
国庫補助金	円	円	円	円	
都道府県費					
合 計					

(2) 支出の部

区	分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増	増減減	備	考
1 農地利用集積推送 (1)市町村活動推送 (2)農地利用集積F 推進事業費	進事業費	円	円	円	円		
(3)農地利用集積 援事業費 注: (1)、(2) がいては実施するものの	及び(3)につ						
こと。 合	計						

7 添付資料

地域農業再生協議会規約、補助金の交付に関する規程その他参考資料を添付すること。

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

事業実施主体 殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度農地利用集積推進事業費補助金については、山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することを決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

3 補助金の交付条件 山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱第5条の規定のとおりとする。

番 号 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地利用集 積推進事業費補助金について、事業の内容及び経費配分を変更し(金

円を追加交付(減額承認)を受け)たいので、山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類
 - ・事業実施計画書 (様式第1号に準ずる)
 - (注)事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び 経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照で きるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載する こと。

番号平成年月日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金中止 (廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地利用集 積推進事業費補助金について、次のとおり中止(廃止)したいので、山梨県農地利 用集積推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

- 1 中止 (廃止) の理由
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

番号平成年月日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地利用集 積推進事業費補助金について、山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱第6 条の規定により、次のとおり遂行状況を報告します。

1 事業遂行状況

区分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B/A)	残高事業費	備	考
	円	円	%	円		

- (注)区分欄には、様式1号の4(経費の配分)の区分欄に記載された事項について記載すること。
- 2 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

 番
 号

 平成
 年
 月

 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

)

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地利用集積推進事業費補助金について、山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額

円

2 内 訳

	H/ \				
補助金交付	: : :決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	備	考

- 3 概算払い請求の理由
- 4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店 ・ 支店(支店名

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号 No.

番 号 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

)

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地利用集 積推進事業費補助金について、次のとおり事業を完了(廃止)したので、山梨県農 地利用集積推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 補助金の額
- 2 添付書類
- (1) 事業実績報告書(第1号様式に準ずる)
 - (注)事業実績報告書については、補助金の交付申請書と実績報告書の内容及び 経費の配分が異なっている箇所は容易に比較対照できるように変更部分を 二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- (2) 知事が必要と認めるもの
 - (注)添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
- 3 支払いの方法(概算払いがあった場合は省略可)

口座振替

金融機関名

本店 • 支店(支店名

預金種別 当 座 • 普 通

口座名義

口座番号 No.

番 号 平成 年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体名 印

平成 年度山梨県農地利用集積推進事業費補助金の仕入れに係る消費税相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農地利用集 積推進事業費補助金について、山梨県農地利用集積推進事業費補助金交付要綱第8 条第2項の規定により報告します。

- 1 補助金の額の確定額金円(平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円
 - (注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。